

長寿第714号
平成23年7月4日

岡山県医師会担当理事
岡山県歯科医師会担当理事
岡山県薬剤師会担当理事
岡山県病院協会事務局長
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会長

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公印省略)

「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」の一部改正について

このことについて、厚生労働省から通知がありましたので、お手数ですが、貴会員への周知方よろしくお願ひいたします。

なお、本通知は、下記の本県のホームページにも掲載しておりますことを念のため申し添えます。

記

アドレス <http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



保高発0621第1号
平成23年6月21日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長



「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」の一部改正について

東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金等の免除等の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日保高発0502第1号。以下「一部負担金等免除等通知」という。）で示したところである。

今般、平成23年6月16日に、原子力災害対策本部が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、そこに居住する住民の方に対する注意喚起、避難の支援や促進を行う方針を示したこと等を踏まえ、一部負担金等免除等通知を別添のとおり改正するので、貴管下の後期高齢者医療広域連合、市町村（特別区を含む）等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏なきよう配慮されたい。

（改正力所は下線を引いた部分）

【別添】

保高発0502第1号
平成23年5月2日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

東日本大震災により被災した被保険者に対する
一部負担金等の免除等の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）については、本日公布されたところである。

これにより、後期高齢者医療制度においても入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例措置等が行われることとなったが、その他一部負担金の免除に関する取扱いも含め、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付け保発0502第3号。以下「局長通知」という。）と併せて、下記の事項に留意し、その適正な運営を期するとともに、貴管下の後期高齢者医療広域連合、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等関係各方面への周知徹底、指導に遺漏なきよう配慮されたい。

また、制度を円滑に運営するに当たっては、被保険者及び保険医療機関等に対する周知徹底が必須となることを御承知のうえ、遺漏なきよう配慮されたい。

本特例制度の運用に当たっては、必要に応じ逐次厚生労働省関係部局に相談することとされたい。

記

1 一部負担金の免除措置の対象者について

一部負担金の免除措置の対象者については、「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号。以下「一部負担金免除等通知」という。) の第一の 1 において示されているところであるが、東日本大震災（以下「大震災」という。）の被害の甚大きさ等にかんがみ、今般、局長通知により一部負担金免除の対象者の特例についての取扱いが示されたところである。

については、局長通知第 2 の IV の 1 の (1) に定める免除対象後期高齢者医療被保険者（以下「免除対象後期高齢者医療被保険者」という。）については、以下のとおりであるので、その取扱いに留意されたいこと。

- (1) 局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ① の 「準ずる被災をしたもの」とは、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 2 号ハに規定する長期避難世帯（以下「長期避難世帯」という。）に属する者であること。
- (2) 局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ② の 「重篤な傷病」とは、1 か月以上の治療を要すると認められるものであること。
- (3) 局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ② から ⑤ までの「主たる生計維持者」とは、世帯主を想定しているが、所得に関する証明書等により、生計維持関係が判別できる場合は、柔軟に判断して差し支えないこと。
- (4) 局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ⑥ 及び ⑦ の指示があった日は、現時点では、以下のとおりであること。

福島第 1 原子力発電所から半径 10km 圏内の地域	3 月 11 日
-----------------------------	----------

福島第 1 原子力発電所から半径 10~20km 圏内の地域	3 月 12 日
--------------------------------	----------

福島第 2 原子力発電所から半径 10km 圏内の地域	3 月 12 日
-----------------------------	----------

福島第 1 原子力発電所から半径 20~30km 圏内の地域	3 月 15 日
--------------------------------	----------

局長通知第 2 の IV の 1 の ⑦ の指示の対象地域	4 月 22 日
-------------------------------	----------

- (5) 局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ⑥ の屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示が平成 23 年 4 月 22 日に解除された地域については、平成 23 年 6 月 30 日までの間に受けた療養について免除措置を適用すること。（局長通知第 2 の IV の 1 の (2) 関係）

- (6) 局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ⑨ の 「上記の各号に準ずる者」については、例えば次のような者が該当するものであること。なお、認定に当たり後期高齢者医療広域連合は、被災者救済の観点から個々の事例に応じて社会通念上適切に判断するものであること。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日以降に新たに免除措置の対象となる世帯に属することとなつた者

② 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示_、同法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）として特定した旨の通知があつた日以降に、新たに免除措置の対象となる世帯に属することとなつた者

なお、局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ① から ⑤ までに該当する被保険者であつて平成 23 年 3 月 11 日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者、局長通知第 2 の IV の 1 の (1) の ⑥ 、 ⑦ 又は ⑧ に該当する被保険者であつて指示又は通知があつた日以降に特定被災区域から他の市町村へ転入した者についても、免除対象後期高齢者医療被保険者であること。

2 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例について

- (1) 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例の対象者は、免除対象後期高齢者医療被保険者であること。
- (2) 当該特例措置は、局長通知第 2 の IV の 2 の (2) に定める厚生労働大臣が定める日までの間に限って講じられるものであり、現在のところ平成 23 年 8 月 31 日を予定しているが、仮設住宅の建設状況等を踏まえて定めるものであること。
- (3) その他の取扱いについては、一部負担金の免除措置に準じること。

3 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例措置）に係る申請に関する事項

- (1) 一部負担金の免除措置（入院時食事療養費、入院時生活療養費等の額の特例措置）に係る申請（以下「免除申請」という。）については、当該免除措置等を受ける被保険者によるものとすること。ただし、市町村自ら災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、申請を待つことなく交付して差し支えないこと。

また、免除申請に当たっては、免除措置等を受けるに当たり必要な申請書（以下「免除申請書」という。）に被保険者証等及び免除対象後期高齢者医療被保険者である事実を確認できる書類を添付すること。なお、当該書類は次のようなものが考えられること。

- ① 家屋が全半壊し、又は全半焼した場合

り災証明書・被災証明書

(航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。)

② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

イ 主たる生計維持者が死亡した場合

i り災証明書・被災証明書

ii i にその旨の記載がない場合は、死亡診断書

iii ii のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書

iv 警察の発行する死体検案書

ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

医師の診断書

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

i 法の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し

ii 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことがわかる書類の写し

iii 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書

iv その他これらに準じる書類

④ 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合

i 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの

ii 主たる生計維持者による申立書及び事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）

⑤ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合、又は同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（後期高齢者医療広域連合において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）

⑥ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている場合

特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明

(2) (1)に掲げる書類の入手が困難である場合には、申請者による申立てを認めるものであること。この場合、親類又は知人による証明を受けることが望ましいものであること。ただし、(1)の③に掲げる書類の入手が困難である場合には、これらの書類の添付に代えて、後期高齢者医療広域連合が警察当局に次の方法により照会することで確認することが可能であり、これによつても確認できない場合には、申請者による申立てを認めるものであること。

- ① 申請を受け付けた後期高齢者医療広域連合において、行方不明者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙1）及び送付書（別紙2）を作成し、主たる生計維持者の行方が不明である旨の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること（別紙3参照）。なお、各後期高齢者医療広域連合から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には隨時行うものとすること。
- ② 各後期高齢者医療広域連合から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の各後期高齢者医療広域連合へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された各後期高齢者医療広域連合においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

(3) 平成23年6月30日までは「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その6）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）」（平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により一部負担金の支払猶予の取扱いが継続されるが、同年7月1日以降は、免除証明書を保険医療機関等に提出しない場合には一部負担金の支払いが必要となること（平成23年7月1日以降も保険医療機関等の窓口における一部負担金の支払猶予が継続される市町村の免除対象後期高齢者医療被保険者を除く。）、及び免除証明書交付の申請について、被保険者に対して十分周知の徹底に努めること。

4 免除等の認定

(1) 後期高齢者医療広域連合は、免除対象後期高齢者医療被保険者が免除申請に際して提出する書類により、局長通知の第2のIVの1の(1)及び本通知の1に定める一部負担金の免除措置等の要件に該当していることを確認の上、認定するものであること。

- (2) 後期高齢者医療広域連合は、(1)の認定を行った際に一部負担金免除等台帳（以下「免除台帳」という。）に被保険者証の記号番号等必要事項を記載するとともに、併せて免除の認定を受けた者（以下「免除認定者」という。）の氏名、発行年月日、有効期間等必要事項を記載すること。
- (3) 後期高齢者医療広域連合が免除対象後期高齢者医療被保険者に該当しないと認めたときは、免除台帳に却下年月日等を記載するとともに、免除申請却下通知書等を作成し、申請者に通知すること。

5 免除証明書の取扱い等に関する事項

- (1) 3の(1)による免除申請を受けた後期高齢者医療広域連合は認定を行い、免除証明書を被保険者に対して交付すること。
- (2) 免除証明書の有効期間は、一部負担金免除については、局長通知第2のIVの1の(1)の①、②、④及び⑤については平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のIVの1の(1)の③については平成23年3月11日から平成24年2月29日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、局長通知第2のIVの1の(1)の⑥及び⑦については指示があった日から平成24年2月29日まで、局長通知第2のIVの1の(1)の⑧については通知があった日から平成24年2月29日までとすること。ただし、局長通知第2のIVの1の(1)の⑥、⑦又は⑧に該当する者であって平成24年2月29日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること。
入院時食事療養費及び入院時生活療養費等の額の特例については、2の(2)に定めるとおり、局長通知第2のIVの1の(1)の①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については当面平成23年8月31日まで、局長通知第2のIVの1の(1)の③については平成23年8月31日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでとすること。ただし、局長通知第2のIVの1の(1)の⑥、⑦又は⑧に該当する者であって平成23年8月31日までの間において当該指示又は特定が解除されたものについては、別途定める日までの間とすること
- (3) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等において療養を受ける際に、当該保険医療機関等の窓口に被保険者証（保険薬局にあっては処方せん）に添えて、当該免除証明書を提出するように指導すること。
- (4) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、保険医療機関等の窓口に免除証明書を提出した場合に一部負担金の免除等がされる旨を周知すること。
- (5) 免除証明書を交付する際には、免除認定者に対し、被保険者証等の記載

事項に変更があったときは、被保険者証等の記載事項の変更と併せ免除証明書の記載事項についての変更を行う必要がある旨指導すること。

- (6) 免除認定者が被保険者資格を喪失した場合又は免除証明書の有効期間が終了した場合には、免除証明書を返還しなければならないこと。なお、免除認定者が転出により他の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合には、転出時に免除証明書の返還は行わず、新たに加入することとなる後期高齢者医療広域連合に提示することで、新たな免除証明書の交付を受けるものとすること。

6 一部負担金の支払猶予の継続に関する申出について

局長通知第2のIVの1の(3)のvにより、局長通知第2のIIIの1の(3)のvの申出を行った場合には、7月1日以降も免除証明書の交付が完了するまでの間、一部負担金の支払猶予を継続することとしている。この申出は、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」(平成23年5月2日付け保国発0502第1号)の様式第1により、平成23年5月16日までに県を通じて厚生労働省保険局国民健康保険課に提出すること。

7 免除対象後期高齢者医療被保険者が既に支払った一部負担金等の還付について

- (1) 局長通知第2のIVの1の(4)又は2の(4)により一部負担金等の還付を受けようとする者は、後期高齢者医療一部負担金等還付申請書(以下「還付申請書」という。)に、理由を記載した上で、市町村を通じて後期高齢者医療広域連合に申請すること。
- (2) 還付申請書には、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付すること。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出されたときは、後期高齢者医療広域連合は免除申請者が要件に該当すると認められ、局長通知第2のIVの1の(2)に定める免除措置の期間内である場合には、免除証明書の発行を行うこととすること。
- (4) 後期高齢者医療広域連合は、還付申請書の添付書類により、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金等を申請者に還付することができるものであること。

8 被保険者証等の再交付について

平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において原則どおり被保険者証

等の提示により資格確認を行う取扱いとなることから、被保険者に対して周知するとともに、6月末までに被保険者証等を確実に交付するよう努められたいこと。

行方不明者一覧表（〇月〇日～〇月〇日受付分）

000 (各保險者名)

(注1) 電話番号欄に申請者の電話番号を記載すること。

山中不一動とかつて山頂等につけて記載する。山中不一動は、山頂等につけて記載する。山中不一動は、山頂等につけて記載する。

別紙2

(照会番号 XXXXXX)

送付書

○○○県警察本部 御中

別添のとおり、行方不明者一覧表を送付しますので、確認のうえ
返送願いたい。

記

保険 太郎 他 XXX 名

平成 XX 年 XX 月 XX 日

○○○○各保険者名 (担当○○)

電話 : XX-XXXX-XXXX

都道府県警察 照会窓口

別紙3

H23.6.11現在

	郵便番号	所在地		担当課	係名	代表電話番号	内線	FAX番号	内線	メールアドレス
警察庁	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	警察庁	生活安全企画課	相談・指導係	03-3581-0141	3025・3027	03-3581-0096	直通	yshin10@npa.go.jp
北海道	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	北海道警察本部	生活安全企画課	生活安全係	011-251-0110	3035	011-251-3291	直通	なし
青森県	030-0801	青森市新町2-3-1	青森県警察本部	生活安全企画課	保護係	017-723-4211	3045	017-776-1497	直通	E101001@nplc.pref.aomori.jp
岩手県	020-8540	盛岡市内丸8-10	岩手県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	019-653-0110	3023	019-653-2111	直通	DF008@pref.iwate.jp
宮城県	980-8410	仙台市青葉区本町3-8-1	宮城県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	022-221-7171	3024	022-221-7171	3019	se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-5	秋田県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	018-863-1111	3024	018-866-8145	直通	なし
山形県	990-8577	山形市松波2-8-1	山形県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	023-626-0110	3022・3023	023-630-2937	直通	ypseiki@pref.yamagata.jp
福島県	960-8686	福島市杉妻2-16	福島県警察本部	生活安全企画課	保護係	024-522-2151	3024	024-524-0899	直通	なし
東京都	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	警視庁	少年育成課	保護相談係	03-3581-4321	30752	03-3591-8581	直通	なし
茨城県	310-8550	水戸市笠原町978-6	茨城県警察本部	生活安全総務課	企画指導係	029-301-0110	3422	029-301-9565	直通	keiseisou@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	栃木県警察本部	生活安全企画課	企画係	028-621-0110	3022	028-627-6167	直通	なし
群馬県	371-8580	前橋市大手町1-1-1	群馬県警察本部	生活安全企画課	企画・指導係	027-243-0110	3033	027-223-7866	直通	gp-keiseiki@pref.gunma.jp
埼玉県	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県警察本部	生活安全企画課	行方不明・係種対策係	048-832-0110	3045・3046	048-825-7152	直通	なし
千葉県	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	千葉県警察本部	生活安全総務課	行方不明・係種対策係	043-201-0110	3025	043-224-8590	直通	なし
神奈川県	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	神奈川県警察本部	生活安全総務課	保護対策班	045-211-1212	3056	045-211-1212	3059	kpps02@police.pref.kanagawa.jp
新潟県	950-8553	新潟市新光町4-1	新潟県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	025-285-0110	3021・3024	025-284-7445	直通	seiankaku@phitec.niigata.niigata.jp
山梨県	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	山梨県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	055-235-2121	3032	055-227-7830	直通	kst-seian@yamanashi.lg.jp
長野県	380-8510	長野市大学南長野字幡下692-2	長野県警察本部	生活安全企画課	地域安全推進室	026-233-0110	3044	026-233-0108	直通	seisankatsuunzenkikaku@pref.nagano.jp
静岡県	420-8610	静岡市追手町9-6	静岡県警察本部	生活安全企画課	行方不明保護対策係	054-271-0110	711-3035	054-271-0110	711-3019	なし
富山県	930-8570	富山市新緑曲輪1-7	富山県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-441-2211	3022・3026	076-444-1167	直通	kenkei01@tpp.pref.toyama.lg.jp
石川県	920-8553	金沢市鞍月1-1	石川県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-225-0110	3052・3034	076-225-0110	3019	bohan@police.pref-ishikawa.lg.jp
福井県	910-8515	福井市大手3-17-1	福井県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	0776-22-2880	3024	0776-25-0347	直通	seiki@pref.fukui.lg.jp
岐阜県	500-8501	岐阜市轟田南2-1-1	岐阜県警察本部	生活安全総務課	企画係	058-271-2424	3023・3024	058-277-3789	直通	g18879@pref.gifu.lg.jp
愛知県	460-8502	名古屋市中区三の丸2-1-1	愛知県警察本部	生活安全総務課	保護対策係指導係	052-951-1611	3027	052-951-1678	直通	seianso@police.pref.aichi.lg.jp
三重県	514-8514	津市栄町1-100	三重県警察本部	生活安全企画課	地域安全係	059-222-0110	3037	059-222-0110	3019	anzen@police.pref.mie.jp
滋賀県	520-8501	大津市打出浜1-10	滋賀県警察本部	生活安全企画課	犯罪抑止第二係	077-522-1231	3035	077-522-1231	3019	PA1101@pref.shiga.lg.jp
京都府	602-8550	京都市上京区下立売通並座入鹿/内町85	京都府警察本部	生活安全対策課	ストーカー対策係	075-451-9111	3473	075-431-6445	直通	なし
大阪府	540-8540	大阪市中央区大手前3-1-11	大阪府警察本部	生活安全総務課	保護係	06-6943-1234	30221・30226	06-6945-4453	直通	bouhan@police.pref.osaka.jp
兵庫県	650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1	兵庫県警察本部	生活安全企画課	生活安全第二係	078-341-7441	3047	078-351-7842	直通	なし
奈良県	630-8578	奈良市登大路町80	奈良県警察本部	生活安全企画課	企画・保護係	0742-23-0110	3022・3023	0742-23-0110	3019	なし
和歌山县	640-8588	和歌山市小松原通1-1-1	和歌山県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	073-423-0110	3047	073-433-7656	直通	g8008001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	680-8520	鳥取市東町1-271	鳥取県警察本部	生活安全企画課	企画係	0857-23-0110	3021	0857-23-0110	3019	k_seiananzenoudan@pref.tottori.jp
島根県	690-8510	松江市殿町8-1	島根県警察本部	生活安全企画課	安全管理づくり推進室	0852-26-0110	3052	0852-24-9110	直通	pph-seiki@pref.shimane.lg.jp
岡山県	700-8512	岡山市内山下2-2-6	岡山県警察本部	生活安全企画課	企画係	086-234-0110	3021・3020	086-234-0110	3019	pseikatu@pref.okayama.lg.jp
広島県	730-8507	広島市中区基町9-42	広島県警察本部	生活安全総務課	保護・行方不明者係	082-228-0110	3042	082-228-1109	直通	Y0773128@hpawan01.npa
山口県	753-8504	山口市滝町1-1	山口県警察本部	生活安全企画課	地域安全第一係	083-933-0110	3017	083-928-5019	直通	seiankaku@police.pref.yamaguchi.jp
徳島県	770-8510	徳島市万代町2-5-1	徳島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	088-622-3101	3036	088-652-4410	直通	seian=@police.pref.tokushima.jp
香川県	760-8579	高松市番町4-1-10	香川県警察本部	生活安全企画課	保護係	087-833-0110	3026	087-833-2231	直通	seikatuanzen@pref.kagawa.jp
愛媛県	790-8573	松山市南堀端町2-2	愛媛県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	089-934-0110	3032・3033	089-934-0110	直通	hanzaiyokusi@police.pref ehime.jp
高知県	780-8544	高知市丸ノ内2-4-30	高知県警察本部	生活安全企画課	警察総合相談係	088-826-0110	3016・3017	088-826-0110	3019	bouhan@police.pref.kochi.jp
福岡県	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	福岡県警察本部	生活安全総務課	保護対策係	092-641-4141	3028	092-643-2163	直通	seian@police.pref.fukuoka.jp
佐賀県	840-8540	佐賀市松原1-1-16	佐賀県警察本部	生活安全企画課	ストーカー・DV対策係	0952-24-1111	3045	0952-24-1111	3019	kusaba-atumi@pref.saga.lg.jp
長崎県	850-8548	長崎市万才町4-8	長崎県警察本部	生活安全企画課	安全係	095-820-0110	3027	095-820-1269	直通	nn-paitai@police.pref.nagasaki.jp
熊本県	862-8610	熊本市水前寺6-18-1	熊本県警察本部	生活安全企画課	行政第二係	096-381-0110	3454	096-381-0110	3019	seianki@poppy.ocn.ne.jp
大分県	870-8502	大分市大手町3-1-1	大分県警察本部	生活安全企画課	保護係	097-536-2131	3024	097-537-2114	直通	なし
宮崎県	880-8509	宮崎市旭1-8-28	宮崎県警察本部	生活安全企画課	警察安全相談係	0985-31-0110	3053	0985-31-0110	3019	なし
鹿児島県	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	鹿児島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	099-206-0110	3021・3025 3026・3027	099-206-2655	直通	hp-seian@pref.kagoshima.jp
沖縄県	900-0021	那覇市泉崎1-2-2	沖縄県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	098-862-0110	3021・3023	098-862-0110	3019	なし